

「商標法の一部を改正する法律」の概要

知財制度改正の最新動向

特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室
矢澤 一幸

1. はじめに

「地域ブランド」の適切な保護を目的とする「商標法の一部を改正する法律」が平成17年6月8日、第162回通常国会において成立し、同月15日に公布されました（法律第56号）。施行日は、平成18年4月1日となっています。

本改正法は、平成16年5月27日に知的財産戦略本部により策定された「知的財産推進計画2004」¹⁾及び同月に経済産業省により策定された「新産業創造戦略」²⁾を背景に、産業構造審議会知的財産政策部会に設置された商標制度小委員会において、商標法による地域ブランドの保護制度について検討された結果を踏まえたものです。同委員会での検討結果は、パブリックコメントを経て、平成17年2月に、「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」と題する報告書³⁾に取りまとめ

られています。

本稿では、貴重な誌面をお借りして、新しい制度である「地域団体商標」についてその概要をご紹介します。

2. 地域ブランドの商標法による保護の現状

近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる地域ブランドに対する注目が高まっています。地域ブランド化の取組みは、地域の自然的条件を生かした農林水産物や食品などの特産品、地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、地域において提供される特色あるサービスなどを、地域の複数の事業者が地域名を付した共通のブランド名を用いて販売・提供し、他の地域の商品やサービスとの差別化を図って、その付加価値を高めていこうとするものです。

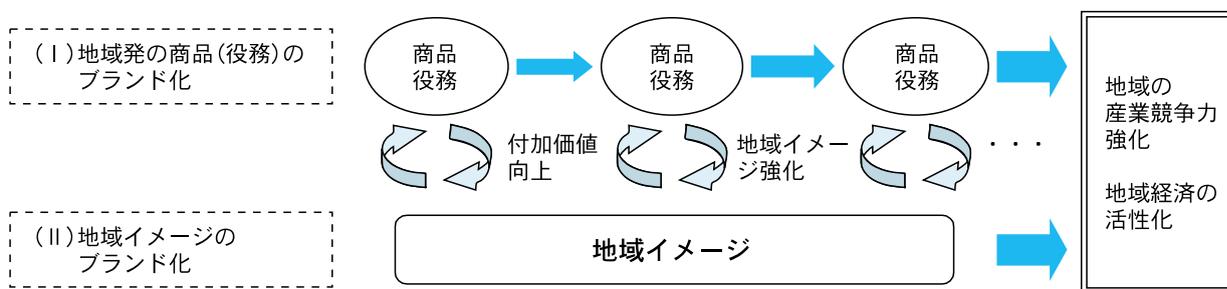


図1

- 1) 知的財産推進計画2004「農林水産物等の地域ブランドの保護制度の在り方について、産品・製品等の競争力強化や地域の活性化、消費者保護等の観点から、名称が一般化している、あるいは他地域での使用が既に定着している産品・製品等への影響等に配慮しつつ、2004年度に検討を行う」（平成16年5月27日知的財産戦略本部）
- 2) 新産業創造戦略「地域ブランド確立支援のための制度を整備する。特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品に係る「地域ブランド」の確立を支援するため、地域ブランドを保護する制度の整備を検討する。」（平成16年5月経済産業省）
- 3) 報告書については、特許庁ホームページの以下のURLをご参照願います。
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/toushin_tou/c_brand_houkoku.htm

しかしながら、地域ブランドが需要者に認知されて、知名度を有するようになり、ブランド名に対する需要者の信用が高まると、その信用に便しようとする他者が地域外の商品やサービス、あるいは品質の低い商品やサービスに同じブランド名を使用することによって、地域ブランドの信用が毀損される事態が生ずることとなります。

このような他人によるブランドの信用への便乗を防止し、排除するためには、ブランド名について商標登録を受けることが有効な方策となりますが、現行商標法の下で、地域ブランドについて多く用いられる地域名と商品(役務)(以下、単に「商品等」といいます。)の名称を組み合わせた商標の登録を受けることは、必ずしも容易ではありません。現行商標法においては、地域名と商品等の名称のみからなる商標については、商品等の出所を識別できない(いわゆる自他商品の識別力がない)あるいは、一般的に事業者が広く使用を欲する商標であり、一事業者による独占に馴染まないといった理由から、原則的に登録を受けることができないこととされています(第3条第1項)。このような商標の登録を受けるためには、実務上出願人の商標として全国的な知名度を獲得し、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる(商標)」と認められることが必要とされており(第3条第2項)商標が全国的な知名度を獲得するまでの間になされた他人の便乗使用を排除できず、また、他人により同じ商標が使用されることによって、出願人の商標としての知名度の獲得がますます

困難となるという問題がありました。

一方、地域名や商品等の名称を含む商標であっても、特徴のある図形や装飾等が付加された商標については、当該図形部分において自己の商品等を他人の商品等から識別することができるため、商標全体として識別力を有するものとして第3条第1項に該当せず、他の登録要件を満たす限り、商標登録を受けることができます。しかしながら、このようないわゆる図形入りの商標については、他人が文字部分は同一であっても図形部分が異なる商標を使用した場合には、商標全体として類似しないものとして侵害とならないことから、せっかく登録商標があっても他人の便乗使用を効果的に排除できないという問題がありました。

3. 地域団体商標の登録要件

本改正法では、上記のような現行商標法による地域ブランド保護の限界を踏まえ、地名と商品等の名称のみからなる商標について、より早い段階で商標登録を受けることを可能とするものです。具体的には、現行商標法の団体商標制度の枠組みを参考にして、新たな地域団体商標制度を創設し、事業協同組合等の一定の要件を満たす組合が構成員に使用をさせる商標であり、かつ、当該商標が需要者の間で周知となっている場合に、商標登録を認めるものです。改正法に基づき登録される商標については、地域の名称を含む商標であり、団体が構成員に使用をさせる商標であることから、「地域団体商標」

全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品であることを識別できるものとして登録された商標の例(夕張メロン、西陣織、信州味噌)

夕張メロン 西陣織 信州味噌

図形等を組み合わせた商標として登録された例(小田原蒲鉾、関あじ・関さば、三ヶ日みかん)



図2

と名付けられました。

地域団体商標の登録要件は概ね以下のとおりとなっています（第7条の2）

- 出願人が主体要件を満たすこと
- 構成員に使用をさせる商標であること
- 商標が使用をされた結果、周知となっていること
- 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称からなること
- 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有していること
- 3条1項の一部の規定を除き、通常の商標の登録要件を満たすこと

それでは、登録要件を個別にみていきましょう。

（1）主体要件

地域団体商標の商標登録を受けられる者は、条文でも明らかとなっており「事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格を有する組合であって、かつ、その設立根拠法において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのある組合」となります（第7条の2第1項柱書）⁴⁾

出願人が事業協同組合等の一定の組合であることに加えて、組合の設立根拠法において構成員資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨の規定が定められていることを要件としていますが、これは、前述の通りこれまで登録を認めてこなかった地域名と商品等の名称からなる商標を使用したい事業者は潜在的に数多く存在するものと考えられ、地域団体商標が登録された後も、地域において商品の生産・販売や役務の提供を行う事業者が組合に加入することによって、地域団体商標を使用する途をできるだけ担保しようとしたものです。

主体要件を満たす組合の具体的な例としては、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合、酒造組合、酒販組合、商工組合、商店街振興組合等が挙げられます。

これに対して、地方公共団体や、商工会議所等につい

ては対象となっていません。これは、事業者を構成員としていないことや構成員があってもその事業に統一性、共通性が乏しく特定の商品等について同一の商標を共通に使用する事業者の団体としての性格を有していないと考えられることによるものです。

なお、出願人は、自己が主体要件を満たす組合であることを証する書面を出願時に特許庁長官に提出することとなります（第7条の2第4項）。

（2）構成員に使用をさせる商標であること

地域団体商標制度では、地域名と商品等の名称のみからなる商標は、一事業者の独占に適しない商標であるといった理由により登録を受けることが原則的に認められていなかったものであることにかんがみ、なるべく多くの地域の事業者が商標を使用しうよう、使用権の設定等の手続きを経ることなく、団体がその構成員に使用をさせることを主な目的とする商標である団体商標制度の枠組みを用いています。このため、地域団体商標として登録される商標は、組合がその構成員に使用をさせるものであることが要件となります（第7条の2第1項柱書）。地域団体商標の商標権を有する組合の構成員は、組合が個別に定める商標の使用規則等により、指定商品（指定役務）（以下単に「指定商品等」といいます。）について、登録商標の使用をする権利を有することとなります（第31条の2第1項）。

（3）周知性の要件

地域団体商標として商標登録を受けるためには、商標が使用された結果、出願人である組合又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること、すなわち商標が組合又はその構成員の出所に係る商品又は役務を表示するものとして周知となっていることが必要となります。周知性の程度については、現行第3条第2項の適用に際して実務上要求されている全国的な知名度までを獲得する必要はなく、商品特性等の個別事情（その商品の特殊性・専門性や地域的な使用範囲の広狭など）にもよりますが、例

4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第20条、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第14条 等

例えば、隣接都道府県に及び程度の範囲における需要者への浸透が必要となるものと考えられます。

(4) 商標の構成

地域団体商標として登録を受けることができる商標は、以下のような構成からなり、普通に用いられる方法で表示される文字（標準文字を含む）により表記されているものです（第7条の2第1項第1号から第3号）

地域の名称及び商品（役務）の普通名称からなる商標（例： みかん、 そば）

地域の名称及び商品（役務）について慣用されている名称からなる商標（例： 焼、 織、 生）

又は「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」が加わった商標（例：本場 焼）

ここで、地域名だけの商標については、他の事業者による地域名の使用を過度に制約するおそれがあるため、地域団体商標としては登録を受けることができません。また、文字以外に図形等が入った商標については、通常の商標又は団体商標としてこれまで通り登録可能な場合が多いことなどから、地域団体商標の対象とはしていません。このような商標が出願された場合には、登録要件を満たさないとして拒絶されることとなります。（第15条）

なお、の「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」（慣用名称）とは、商品又は役務の普通名称ではないが、商品又は役務を示す名称として需要者や取引業者の間で慣用されている名称をいいます。これには、普通名称の略称が慣用されている場合も含まれます。例えば、伝統的工芸品における「焼」（焼物）、「織」（織物）、「塗」（漆器、塗物）、食品における「牛」（牛肉）、「豚」（豚肉）、「鳥」（鶏肉）などがこれに該当すると考えられます。また、の「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」としては、例えば、「本場」などの文字がこれに該当すると考えられます。

(5) 密接関連性

地域ブランドの保護という改正法の目的にかんがみ、商標中に使用される地域の名称については、その商標を実際に使用している商品等と密接な関連性を有する地域

の名称でなければならないこととしています（第7条の2第2項）。今回保護が求められている地域ブランドについては、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの（自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等）関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組み（地域ブランド化）に着目していることから、商品とまったく関係のない地域名（例えば地域名が持つイメージだけをブランド名として採用する等）からなる商標は登録の対象としていません。ここでいう密接な関連性としては、商品の産地（農産物における生産地）、役務の提供の場所（温泉における温泉地）である場合のほか、例えば、商品の主要な原材料の産地である場合や商品の製法が由来する地である場合が考えられます。

ここでいう地域の名称には、現在の都道府県名、市町村名などの行政区画の名称のほか、旧地名（市町村合併等による旧名称も含まれます。ただし、その旧名称を含む商標が周知であることが必要となります。）、国名（外国の国名を含みます。）、旧国名（信濃、薩摩）、河川・山岳・湖沼の名称（四万十川、浜名湖）、海域名等（オホーツク海、駿河湾）も広く含まれます。また、地名の略称（例えば京都における「京」の文字）であっても対象となります。

なお、出願人は、密接関連性を証する資料を、出願時に特許庁長官に提出しなければなりません（第7条の2第4項）。

参考 指定商品等の限定について

地域の名称と商品等からなる商標は、需要者に「産の 、 で提供される 」と認識されやすいものと考えられ、地域外で生産・提供される商品等に使用される場合には、一般的に品質を誤認させることが考えられます。また、地域団体商標については、商標が使用される商品等と地域との関連性も高いものであることから、地域と商品等の関係を明示するため、上記のように限定させることとしています。

(6) その他の登録要件

地域団体商標として登録を受けるためには、上記（1）から（5）に挙げられた地域団体商標固有の登録要件のほか、一部の要件を除き、通常の商標と同じ一般的な登

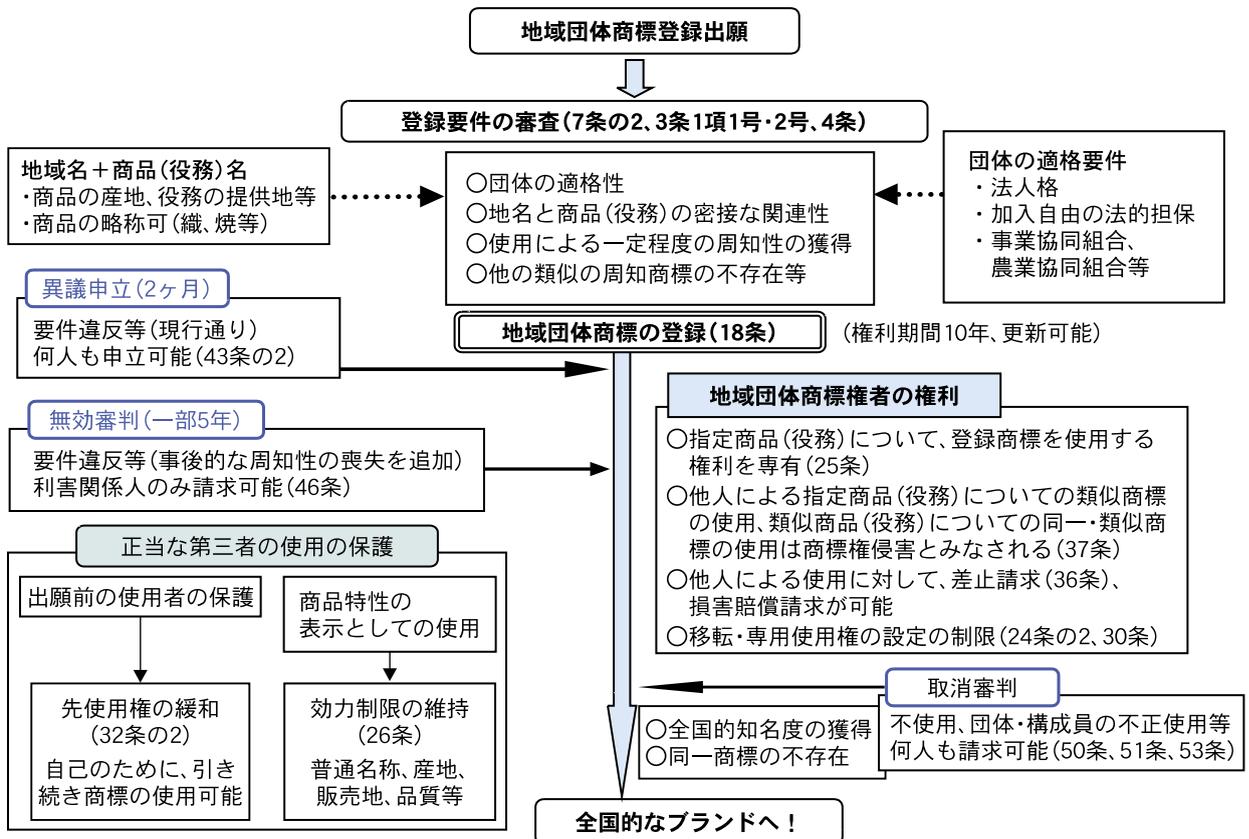
録要件（第3条、第4条等）も満たしていることが必要です。したがって、例えば、既に普通名称となっている商標（例えば「さつまいも（薩摩芋）」等その商品を表す一般的な名称となってしまったようなもの）（第3条第1項第1号）、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第4条第1項第10号、第15号）、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標（第4条第1項第16号）等は、地域団体商標に固有の登録要件を満たしていても、登録を受けることはできません。

一方、地域団体商標として登録される地域名と商品等の名称のみからなる商標は、現行商標法の下では、商品の産地、販売地、役務の提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標（第3条第1項第3号）等に該当するとして、登録が認められなかったものであることから、地域団体商標の固有の登録要件を満たす商標については、第3条第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず登録を受けることができることとしています（第7条の2第1項柱書）。

(7) 出願の変更

地域団体商標の商標登録出願を、査定又は審決が確定するまでの間は、通常の商標又は団体商標の商標登録出願に変更することができます（第11条第2項）。また、逆にその間であれば、通常商標又は団体商標の商標登録出願を、地域団体商標の商標登録出願に変更することも可能です（同条第1項及び第3項）。

出願が登録要件を満たさないとして、審査官から拒絶の理由が発せられた場合には、出願変更をすることにより登録が可能となる場合があります。例えば、地域団体商標として出願されたものの、商標が地域名と商品等の名称からなる文字だけではなく、識別力のある図形が付いていたような場合には、通常の商標登録出願に変更することによって拒絶の理由が解消する場合があります。出願の変更があった場合には、変更後の出願の出願日は、もとの商標登録出願時であるとみなされ（第11条第6項で準用する第10条第2項）、また、もとの商標登録出願は取り下げたものとみなされます（第11条第5項）。



4. 商標権の効力

(1) 差止め及び損害賠償請求

地域団体商標について商標登録を受けると、通常の商標と同様に、商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標を使用する権利を専有し（第25条）、他人が指定商品等と同一又は類似の商品等について、登録商標と同一又は類似の商標を使用し、商標権を侵害した場合には、差止請求（第36条第1項）や損害賠償請求（民法第709条）を行うことができることとなります。これにより、地域団体商標の商標権者は、商標に蓄積された信用に便乗する第三者を自らの意思で排除することが可能となります。

また、商標権を侵害した者は、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられることがあります（第78条）。

なお、商標権者である組合の構成員は、組合の定めるところにより地域団体商標を使用する権利を有するものの（第31条の2第1項）当該使用権に基づき、侵害者に対して、直接自己の名で差止めや損害賠償を請求することはできません。

(2) 先使用权

地域団体商標が登録されると、商標権者である組合とその構成員は、指定商品等について商標を独占して使用できるようになります。したがって、組合に入っていない一般の事業者は、商標権者から個別に使用許諾を受けない限り、当該商標の使用をすることができなくなります。しかしながら、地域団体商標として登録される地域名と商品等の名称からなる商標は、一般に、その地域においてその商品等を生産等する事業者が広く使用を欲するものであることからすれば、組合に属さない事業者による商標の正当な使用についてまで直ちに制限することは、地域内の事業者にとって余りにも酷であり、一定の保護を認めるべきと考えられます。

そこで、改正法においては、地域団体商標の商標登録出願前から不正競争の目的なく商標を使用していた者については、引き続きその商標を使用することができることとしました。また、通常在先使用权であれば、その商

標が周知となっている場合に限ることとされていますが、地域団体商標ではこれまでの経緯を踏まえて、その要件を緩和しています。（第32条の2）

(3) 商標権の効力が及ばない範囲

商標法は、登録商標に係る指定商品等又はこれに類似する商品等の普通名称、産地、販売地、提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する商標については、商標権の効力が及ばないことを規定しており（第26条第1項第2号及び第3号）地域団体商標に係る商標権についても、これらの規定が適用されます。このため、組合に属しない地域の事業者等が自己の商品等に付している表示が商品等の普通名称、産地、提供の場所等の特性や内容を表示しているに過ぎない場合には、地域団体商標の商標権の効力は及ばないものと考えられます。ただし、地域団体商標についての26条1項2号及び3号の規定の適用については、自他商品の識別機能を発揮する態様で使用されているか否かにより判断すべきであると考えられ（文字の大小だけでなく、他に自他商品識別機能を発揮する表示が別に付されているか否かといったような）商標が取引者・需要者の認識を基準として、自他商品の識別機能を発揮するような態様で使用をされていれば、これらの規定の適用はなく、地域団体商標に係る商標権の効力は及ぶものと解されます。

(4) 移転・使用权の設定の制限

地域団体商標制度は、事業協同組合等の主体要件を満たす組合のみが商標登録を受けることができることとし、また、商標の周知性や地域と商品等との密接関連性を要件とするなど、通常の商標とは異なる特別の要件を設けています。このため、地域団体商標に係る商標権について自由な譲渡や使用权の設定を認めた場合には、こうした登録要件を設けた趣旨が没却されてしまうおそれがあります。

そこで、地域団体商標に係る商標権については、譲渡及び専用使用权の設定はできないこととしています（第24条の2第4項、第30条第1項）。他方、実務上の必要性を考慮し、合併等の一般承継による移転や通常使用权の設定は可能としています。これは、専用使用权については、設定された範囲内において、商標権者で

ある団体やその構成員の使用も制限されるのに対して、通常使用権であれば、使用権が設定されていても団体等の使用は引き続き可能という差異があることによります。

5. 異議申立・無効審判請求・取消審判請求

(1) 異議申立て

通常の商標と同様に、登録要件を満たさないにもかかわらず、地域団体商標が登録されてしまった場合には、瑕疵の是正を図るため、何人も、商標掲載公報の発行の日から二ヶ月間は、登録異議の申立てをすることができるとしています（第43条の2）。

(2) 無効審判請求

地域団体商標が登録要件を満たしていないにもかかわらず、商標登録されたときには、その登録を無効とすることについて利益を有する者は、無効審判を請求することができます（第46条第1項第1号）。地域団体商標に固有の登録要件を満たしていなかったことを理由とする無効審判の請求については、原則として、5年間の除斥期間の適用はないこととしているため（第47条第1項参照）、無効審判の請求期間に制限はありません。これは、先程来述べているとおり、地域団体商標の対象となる商標については、これまで登録を受けることができなかった、誰でも自由に使用されてきた商標であることを踏まえて、その要件を緩和し登録しやすくする代わりに、登録要件を満たさないものについては、商標を登録し保護するに値しない商標として、速やかに無効とし自由に使用できる状態に戻すこと、または、他の登録適格を有する団体があれば、その者に適切な保護を与える必要があること等によります。

ただし、登録時に周知性の要件を満たしていなかったことを理由とする無効審判については、商標登録から5年を経過し、かつ、無効審判の請求時においてその商標が既に周知性の要件を満たしている場合には、請求できないこととして、周知商標に蓄積された信用や商標登録に基づく既存の法律状態の保護を図っています（第47条第2項）。

さらに、地域団体商標の登録後に、商標権者が組織変

更等により主体要件を満たさなくなった場合、商標の周知性が失われた場合、組合又は構成員が商標を使用している商品等が商標中の地名と密接な関連性を有するものでなくなった場合にも、無効審判を請求しうることとしています（第46条第1項第6号）。

(3) 取消審判請求

商標法においては、無効審判の規定に加えて、取消審判の規定（第50条、第51条、第53条等）を設けており、地域団体商標に係る商標登録についても、取消審判の対象となります。したがって、商標権者である組合、その構成員又は通常使用権者のいずれもが継続して3年以上日本国内において、登録商標の使用をしていない場合、商標権者である組合が故意に商品の品質又は役務の質の誤認等を生じさせる商標の使用をした場合、組合の構成員が商品の品質又は役務の質の誤認等を生じさせる商標の使用をした場合などには、何人も、商標登録の取消について審判を請求することができます。

6. 経過措置

本改正法には以下の通り経過措置が設けられています。

(1) 改正法の施行日である平成18年4月1日以前に地域団体商標に係る商標登録出願をすることはできないため、改正法施行前の通常商標又は団体商標の商標登録出願を改正法施行前又は改正法施行後に地域団体商標の商標登録出願に変更することは認められません（附則第2条第1項）。

(2) 商標法においては、一定の場合に出願日の効果を現実の出願日以前のある時点とみなす旨の特則を置いている場合があり、その出願日の効果が改正法の施行前になるときは、実質的に改正法施行前に地域団体商標の商標登録出願を可能としたのと同じ効果を生じることとなり適当ではないことから、このような場合には、出願日若しくは出願日の効果は改正法の施行日である平成18年4月1日とみなす旨の特則を設けています。

具体的には、

博覧会等への出品（附則第2条第3項）

パリ条約の規定による優先権（附則第2条第4項）です。

(3) 上記取扱いについては、防護標章登録出願についてもそれぞれ同様に取り扱われます。(附則第2条第2項、5項)

7. おわりに

本改正法により導入される地域団体商標制度は、地域ブランドについて多用される地域名と商品等の名称等からなる商標について、従来よりも早期に商標登録を受けることができるように措置したものです。地域において産出される商品等が地域ブランドとしての付加価値を有するようになるためには、地域の事業者による品質向上に向けた不断の努力を通じて市場における信用や評価を獲得することが必要となります。地域が一体となって取り組んでいる地域ブランドが商標権として保護されることにより、地域ブランド化に向けた取組みがより一層活発化し、ひいては、地域産業の活性化や地域おこしにつながることが期待されます。

なお、法律改正に伴う政令や省令の改正、地域団体商標の審査基準については、現在鋭意検討中のところです。準備が整い次第順次公布・公表されることとなっています。(政令については、7月13日に公布されました。)

また、6月末より始まった全国21カ所で開催される法改正の説明会でも、本制度に対する関心の高さが伺われ、早々に満員になる会場も見受けられる状況となっています。平成18年4月1日の施行に向けて、庁内外の関係者からの協力も得ながら、ユーザーにとって利用しやすい制度となるように引き続き作業を進めていく所存です。

profile

矢澤 一幸(やざわかずゆき)

昭和58年4月 入庁

平成3年4月 商標審査官

平成6年3月 総務課法規班併任(平成8年商標法改正に携わる)

平成10年4月 在トリニダード・トバゴ日本国大使館勤務(3年間)

平成16年6月 総務課制度改正審議室併任